

「ワンストップ特例制度」

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、確定申告を行わない給与所得者のみの方などが「ふるさと納税」を行う際、個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附金控除の申請を、寄附先の市区町村などが寄附者に代わって行うことを寄附者が寄附先の市区町村に申請できる制度です。

この制度を利用できる方は、以下の2つの要件に該当する方のみとなります。

1. 給与所得のみの方などで、確定申告または市町村民税・道府県民税の申告を行う必要がない方
2. 「ふるさと納税」の寄附先が5団体以下の方
 - ※1事業者からの給与所得のみの方でも、医療費控除などの各種控除を受けようとするために確定申告を行う場合や、株式などの所得を申告する場合は対象外となります。
 - ※平成27年1月1日から平成27年3月31日に「ふるさと納税」された方は、確定申告が必要となるため対象外となります。
 - ※確定申告や市町村民税・道府県民税の申告が行われた場合や、6以上の地方公共団体に寄附を行った場合は、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなり、確定申告等が必要となりますので、ご注意ください。

◆制度の申請手続きについて

上記の要件に該当し、制度の利用を希望される方は、「飛騨高山ふるさと基金寄附金申出書」やインターネットを利用した手続きの際に、「ふるさと納税ワンストップ特例制度の要請の有無」欄の「要請する」に○印（選択）していただき、申し出を行ってください。

「要請する」と申し出された寄附者の方には、寄附金受領証をお送りする際に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の様式を同封しますので、ご記入・押印等していただき、同封する返信用封筒にてご投函ください。

※要請だけではワンストップ特例制度の適用はできず、必ず申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（様式）

◆申請した内容に変更が生じた場合について

申請書の提出後に、住所・氏名などに変更があった場合、申請した年の翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

・「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」（様式）

◆申請の完了について

申請書や変更申請書のご提出、記載内容の確認後、高山市より受付書をお届けします。この受付書は制度申請完了の証明となりますので、大切に保管してください。